

# NEWS LETTER

2011年9月号 (No.157)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F  
落合会計事務所  
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529  
http://www.ochiaikaikei.com/

## 短期前払費用を上手に活用しよう！

決算間近で、黒字になりそうな事業年度において、何かいい節税対策はないか？と思うことはないでしょうか。

今回は、そんな時に有効な「短期前払費用」についてご説明したいと思います。

### ●前払費用とは

まず、前払費用とは何かについて説明します。前払費用とは、『一定の契約により、“継続的にサービスの提供を受けるために支払った費用”のうち、その事業年度終了の日において、まだ提供を受けていないサービスに対応する費用』のことを言います。

具体的には、賃貸契約に基づいて支払う地代家賃などのように継続してサービスを受けている場合に、来月分の家賃を今月支払うなど、まだ提供を受けていないサービスに対して支払った費用を指します。

その他、リース料、保険料等が該当します。

前払費用は、原則として支出時に資産計上し、サービスの提供を受けた時に、損金(=経費)の額に算入されます。つまり、前払費用は支出時の損金算入が認められていません。

### ●前払費用を損金算入するには

前払費用を支出時に損金計上するには、『短期前払費用』に該当する必要があります。短期前払費用とは、『その支払った日から1年以内に提供を受けるサービスに係るもの』をいいます。

損金計上するためには『短期前払費用の額に相当する金額を、毎事業年度、継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入していること』が条件となります。

例として、3月決算法人が、短期前払費用を使って、決算月である平成23年3月に、向こう1年分(平成23年3月～平成24年2月分)の地代家賃を年払いした場合と、通常通りの地代家賃

のみを支払った場合とで、納税額の違いを比較してみましょう。

(図1) 単位:万円

	計上前	計上後	差額
売上高	1,000	1,000	0
地代家賃	※1 240	※2 460	220
その他経費	500	500	0
当期利益	260	40	▲220
法人税等	75	17	▲58

※1 20万円/月×12ヶ月分

※2 20万円/月×23ヶ月分

向こう1年分を年払いした場合には、1年11ヶ月分(平成22年4月～平成24年2月分)の地代家賃を損金計上することができますので、計上できる費用は220万円増えます。

つまり、その分利益が圧縮されることになり、納税額は、58万円も節税できます。

### ●短期前払費用とならないもの

以下のものについては、短期前払費用となりませんので、注意が必要となります。

### ◆役務(サービス)提供を受けるのが、支払った日から1年を超えるもの

例えば、3月決算法人が3月中に、5月1日から1年分の家賃を支払ったような場合、サービス提供の開始が1年以内であっても、サービスの提供の終わりは1年を超えることとなるので、この適用を受けることはできません。

### ●最後に

短期前払費用による節税効果は適用初年度のみとなり、1年分の費用をまとめて支払うため、資金繰りも考えて行うことが大切になります。

また、事前に契約書の内容を変更する手続きが必要となります。

今後ご検討される場合や、何かご不明な点等がございましたら、担当までご連絡ください。

(島村 あゆみ)

※無料メルマガ「税理士が教えるとおきの税金情報」を配信しています。ホームページより登録ができます。

